

第 16 誘 導 灯

誘導灯及び誘導標識にかかる設置・維持ガイドライン

第 1 趣旨

誘導灯及び誘導標識は、避難口の位置及び避難の方向を的確に指示することにより、火災時における安全かつ迅速な避難誘導を確保することを目的として、不特定多数の者が存する防火対象物や、災害弱者が多数存する防火対象物、火災時において熱・煙が滞留しやすい地階等の部分に設置・維持が義務づけられているものである。

誘導灯及び誘導標識については、避難上の有効性を確保するため、消防法令により設置・維持にかかる技術基準が定められているほか、関連通知等により運用されてきたところであるが、機能の向上、新しい機能、性能等を有する誘導灯の開発、建築物の用途及び形態の多様化等に対応するため、技術基準について全面的な見直しが図られたところである。

このガイドラインは、誘導灯及び誘導標識にかかる適正な設置・維持を図るため、消防法施行令（以下「令」という。）第 26 条、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに誘導灯及び誘導標識の基準の全部を改正する件（平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下「誘導灯告示」という。）の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識を設置・維持する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめたものである。

第 2 技術基準の運用について

令第 26 条、規則第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに誘導灯告示の規定に基づく誘導灯及び誘導標識の設置・維持に係る技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、令第 26 条第 1 項ただし書き及び規則第 28 条の 2 の規定によるほか、次によること。

（1）階段又は傾斜路以外の部分

ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 「主要な避難口」とは、具体的には次に掲げる避難口をいうものであること。

○避難階：屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

○避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられてる場合にあっては、当該附室の出入口）

ウ 主要避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判断できることが必要であること。

また、規則第 28 条の 2 第 1 項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第 2 項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

エ 階段又は傾斜路以外の部分における免除要件に係る例図は、別紙 1 のとおりである

こと。

(2) 階段又は傾斜路

ア 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しないこととされていること。

イ 「非常用の照明装置」とは、建築基準法施行令第5章第4節に規定されるものをいうものであり配線方式、非常電源等を含め、当該基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

2 誘導灯の設置・維持について

誘導灯の設置・維持については、令第26条第2項（第5号を除く。）、規則第28条及び第28条の3（第5項を除く。）並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯の区分

ア 誘導灯については、①避難口誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は次表のとおりであること。

区 分	設 置 場 所	主 な 目 的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるものの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路の設けるもの	・ 避難上必要な床面照度の確保 ・ 避難の方向の確認
客席誘導灯	令別表第1（1）項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。（2）及び（3）において同じ。）については、その視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）に関連する①表示面の縦寸法と②表示面の明るさ（表示面の平均輝度×面積）により、それぞれA級、B級及びC級に細区分されていること。

区 分		表示面の縦寸法 (メートル)	表示面の明るさ (カンデラ)
避難口誘導灯	A 級	0.4以上	50以上
	B 級	0.2以上0.4未満	10以上
	C 級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A 級	0.4以上	60以上
	B 級	0.2以上0.4未満	13以上
	C 級	0.1以上0.2未満	5以上

また、誘導灯の誘目性（気付きやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲が規定されている。

電源の別	区 分		平均輝度(カンデラ毎平方メートル)
常用電源	避難口誘導灯	A 級	350以上800未満
		B 級	250以上800未満
		C 級	150以上800未満
	通路誘導灯	A 級	400以上1000未満
		B 級	350以上1000未満
		C 級	300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上300未満
	通路誘導灯		150以上400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

(ア) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離。

なお、当該距離については、A級にあつては縦寸法 0.4m、B級にあつては 0.2 m、C級にあつては 0.1mを基本に定められたものであること。

区 分			距離(メートル)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	6 0
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	4 0
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	3 0
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	2 0
	C級 *		1 5
通路誘導灯	A級		2 0
	B級		1 5
	C級		1 0

* 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと（誘導灯告示、第4第1号（六）イただし書）。

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離（単位 m）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位 m）

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

- a 区分：避難口誘導灯 A 級（避難の方向を示すシンボルなし）
表示面縦寸法：0.5m
 $150 \times 0.5 = 75\text{m}$
- b 区分：避難口誘導灯 B 級（避難の方向を示すシンボルあり）
表示面縦寸法：0.3m
 $100 \times 0.3 = 30\text{m}$
- c 区分：通路誘導灯 A 級
表示面縦寸法：0.5m
 $50 \times 0.5 = 25\text{m}$

イ 当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、（前アにかかわらず）当該有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が 10 m 以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、別紙 2 のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

（3）誘導灯の設置位置等

設置位置の具体的な例図は、別紙 3 のとおりであること。

ア 避難口誘導灯

（ア）屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

（イ）直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口

ただし、次の要件に適合する居室の出入口を除く。

- a 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
- b 当該居室の床面積は 100 m^2 （主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 400 m^2 ）以下であること。

（エ）（ア）又は（イ）に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所。

ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

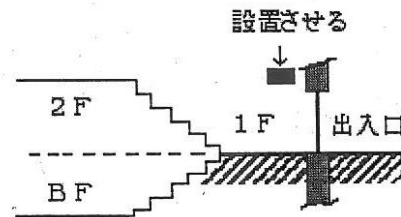
イ 通路誘導灯

（ア）曲り角

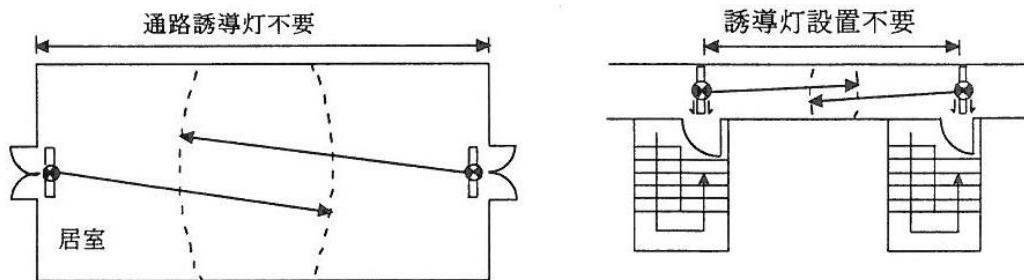
（イ）（ア）及び（イ）に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

（ウ）（ア）及び（イ）のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の

- 部分を除く。)を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所
- ウ 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上に近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。
- エ 室内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に附室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、(避難経路から明らかな)近接した位置に二重に設ける必要はないこと。
- オ 直通階段(屋内に設けるものに限る。)が地階(避難階を除く。)に通じている場合は、階段の避難階への出入口の上部又は同一壁面上の近接した箇所に避難口誘導灯を設けること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判断できる場合は、この限りでない。



- カ 規則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっては、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては、通路誘導灯の設置を特段要しないこと。



- キ 避難口誘導灯及び通路誘導灯を規則第28条の3第3項の規定に従って設置する場合に手順については、別紙4を参考とされたいこと。
- (4) 誘導灯の点灯・消灯
- ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できるとされていること。
- (ア) 当該防火対象物が無人である場合
- (イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合
- (ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合
- (エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているものの使用に供される場所」に設置する場合
- なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6により運用すること。
- イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとして差し支えないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

ア 誘目性（気付きやすさ）の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、次表のとおり限定されていること。この場合において、廊下については、通路誘導灯の誘目性の確保が一般的に容易であることから、要件が緩和されていること。

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級(表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの)	○A級 ○B級(表示面の明るさが25以上のもの)
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの		※ 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

* 点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること（規則第28条の3第4項第6号イ）。

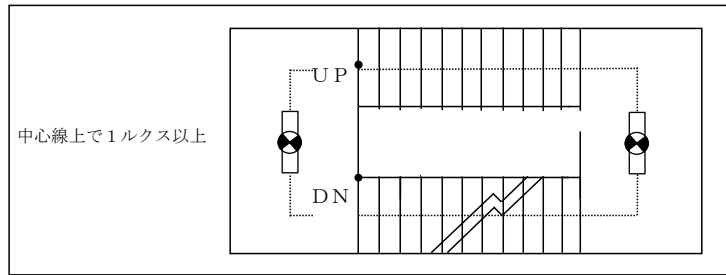
イ また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずることが望ましいこと。

ウ なお、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、令第32条の規定を適用して、その区分をA級、B級、又はC級とすることを認めて差し支えないこと。

(6) 誘導灯による床面照度の確保

ア 階段又は傾斜路にあつては通路誘導灯、客席にあつては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること（前(1)ア参照）。

イ このうち、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けることとされており、具体的な例図は次図のとおりであること。



(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第1安全区画への出入口）の位置を更に明確に支持することを目的とするものであること。このため、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないとされていること。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等の具体的な運用については、別紙7によること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましいこと。

（ア）令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い人が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

（イ）その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

* 任意で設置される点滅機能等の信号装置は、自動火災報知設備の受信機付近に設置することが望ましい。

(8) 誘導灯の周囲の状況

ア 誘導灯の視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこととされていること。特に、防火対象物の使用開始後において、このような物品が設けられる可能性が高いことから、設置時のみならず、日常時の維持管理が重要であること。

イ 設置場所の用途、使用状況等から、誘導灯の周囲にその視認性を低下させるおそれのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなど所要の対策を講ずる必要があること。

(9) 非常電源

ア 非常電源については、（原則として）蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすることとされているが、屋外への避難が完了するまでに長い時間を要する大規模・高層等の防火対象物にあつては、その主要な避難経路に設けるものについて、容量を60分間以上とすることとされていること。

イ この場合において、大規模・高層等の防火対象物としては、次のいずれかを満たすものが指定されていること。

（ア）令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

a 延べ面積 50,000 m²以上

b 地階の除く階数が15階以上であり、かつ、延べ面積が30,000 m²以上

（イ）令別表第一（16の2）項に掲げる防火対象物で延べ面積 1,000 m²以上のもの

なお、これらに該当しない防火対象物又はその部分にあっても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましいこと。

ウ 非常電源の容量を 60 分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、①屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）、②直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）、③避難階の廊下及び通路（①の避難口に通ずるものに限る。）、④直通階段であること。なお、③については、①と④を接続する部分として差し支えないこと。

エ 非常電源の容量を 60 分間以上とする場合、20 分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか、自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置する必要があること。

オ 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

⑩ 誘導灯の構造及び性能

誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示によるほか、照明器具一般の規格である JIS C 8105、JIL（日本照明器具工業会規格）5502 等により補足されている誘導灯としての必要事項についても満たすことが必要であること。

ア 表示面の表示内容については、①避難口であることを示すシンボル（誘導灯告示別図第 1）、②避難の方向を示すシンボル（同別図第 2）、③避難口であることを示す文字（同別図第 3）の 3 種類に限定されていること。この場合において、避難口誘導灯にあっては避難口の位置の明示を主な目的とするものであることから①を必ず表示することとされているが、他の事項の併記については原則として任意であること（例外的に、避難口誘導灯のうち C 級のものについては、①について一定の大きさを確保する観点から、②の併記が認められていないこと。）。

なお、階段に設ける通路誘導灯については、避難上必要な床面照度の確保を主な目的とするものであることから、表示面の表示内容について特段の規定は存しないこと。また、傾斜路に設ける通路誘導灯についても、避難の方向が明らかな場合には、②の表示を省略することとして差し支えないこと。

イ 避難口であることを示すシンボル及び避難の方向を示すシンボルについては、避難の方向と合わせて左右を反転することとして差し支えないこと。

ウ 表示面の形状は、視認性、誘導灯としての認知度の確保の観点から、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であることとされていること。

⑪ 誘導灯の表示

ア 誘導灯には、①製造者名又は商標、②製造年、③種類を見やすい箇所に容易に消えないように表示することとされているが、③については、避難口誘導灯又は通路誘導灯の区分のほか、A 級、B 級又は C 級の区分を併せて表示する必要があること（階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯を除く。）。また、B 級のものについては、次により細区分して表示されていること。

表示面の明るさ（カンデラ）	表示
避難口誘導灯 ≥ 20 、通路誘導灯 ≥ 25	B級・BH形
避難口誘導灯 < 20 、通路誘導灯 < 25	B級・BL形

イ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯については、その旨を併せて表示する必要があること。

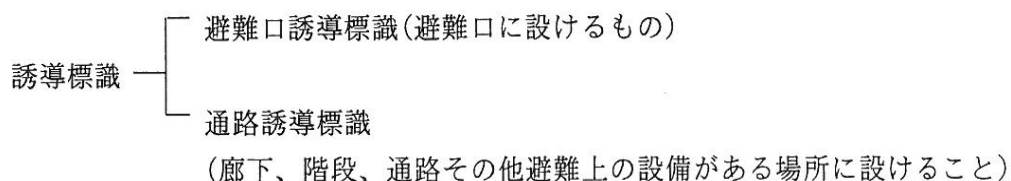
ウ 標識灯を附置する誘導灯については、その旨を併せて表示するとともに、誘導灯に係る事項を区分して表示する必要があること。

3 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、令第26条第2項第5号及び第3項、規則第28条の3第5項及び第6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した標識であり、概ね次のように区分されるものであること。



(2) 誘導標識の設置位置等

ア 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、①その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び②曲がり角に設けることとされているが、階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、それぞれ設けることとする。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（令第26条第3項）。

イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場所には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(3) 誘導標識の周囲の状況

誘導標識についても、その周辺の状況について、前2（8）の例により運用を図ること。

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐摩擦性等を有するものであること。

ウ 表示面の表示内容、形状等については、前2（10）アからウまでの例によること。

4 その他

- (1) 誘導灯の非常電源として用いられているニカド電池等については、「ニッケル・カドミウム蓄電池のリサイクルの推進について」（平成 8 年 9 月 13 日付け消防予第 187 号）等により、適切に回収、リサイクル等を実施すること。
- (2) 蓄光性（光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。）を有する材料で造られた誘導灯及び誘導標識については、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。この場合において、その蓄光性については、JIS Z 9100、JIS Z 29115 等により担保すること。

第 3 具体的な設置例について

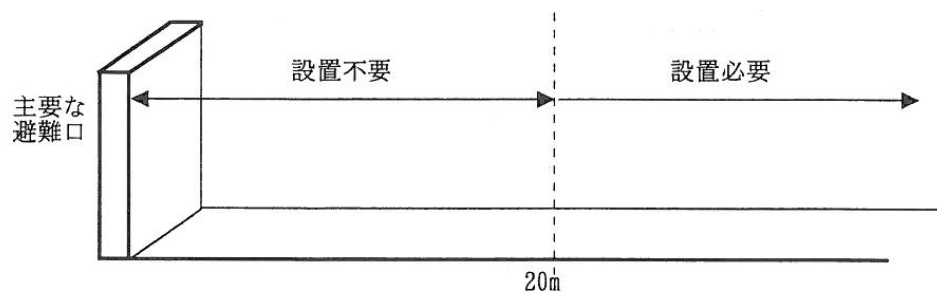
誘導灯及び誘導標識に係る技術基準に基づき、具体的な防火対象物に対する設置例は、別紙 8 のとおりである。なお、誘導灯及び誘導標識を避難上有効に設置するための要件（誘導灯の仕様、配置等）は、個別の防火対象物ごとに異なるものであることから、設計を行うに当たっての参考とされたい。

別紙 1

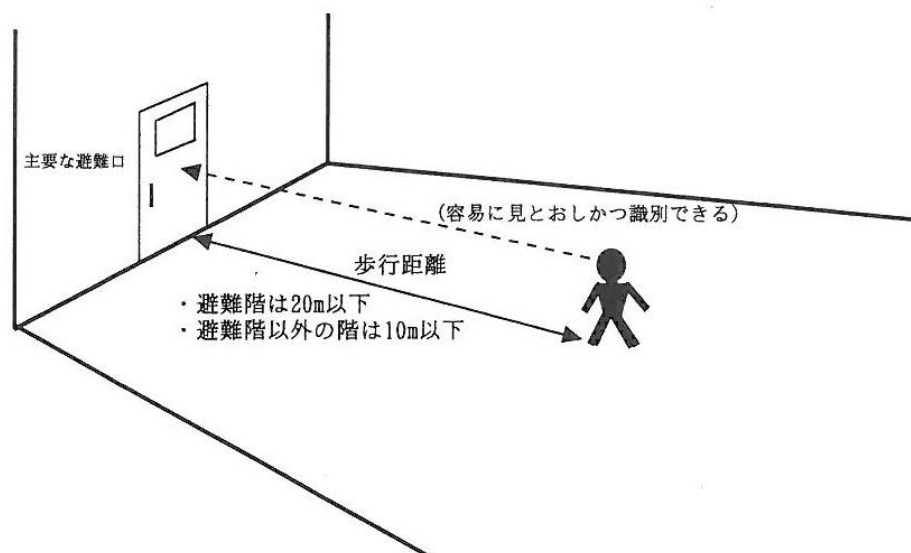
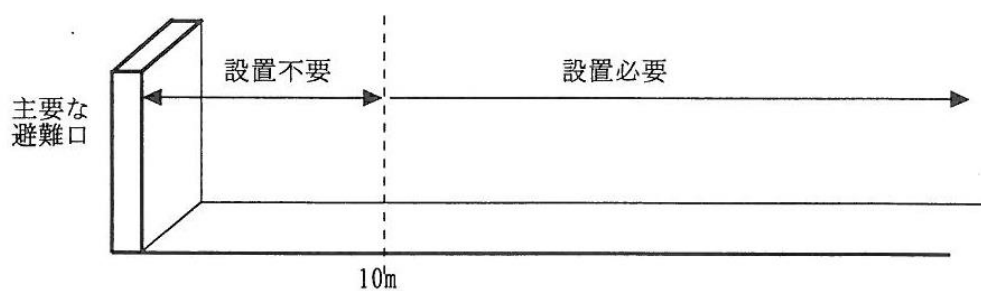
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
(階段又は傾斜路以外の部分)

1 避難口誘導灯 (規則第 28 条の 2 第 1 項関係)

○ 避難階

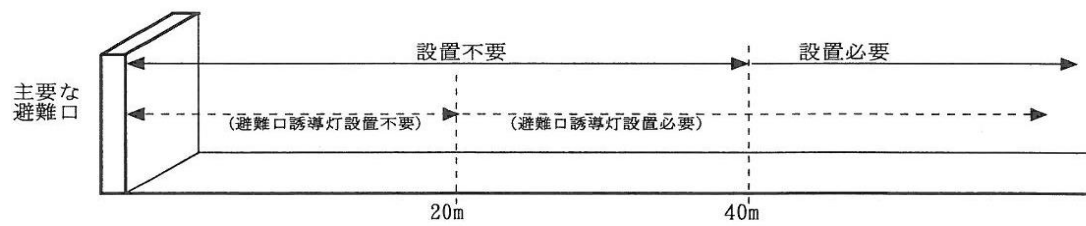


○ 避難階以外の階

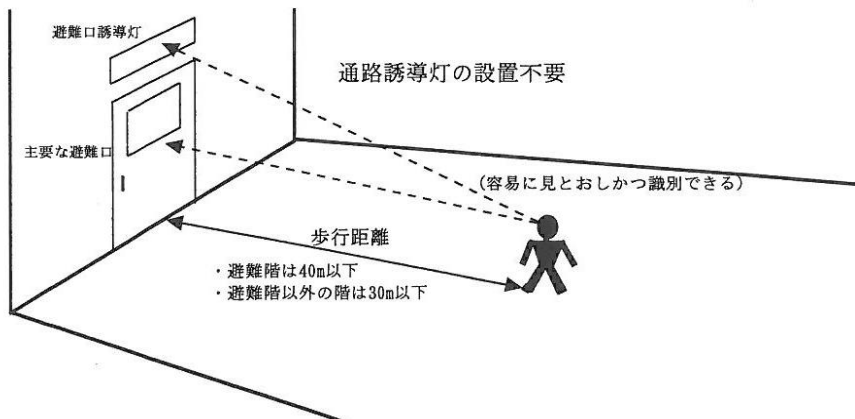
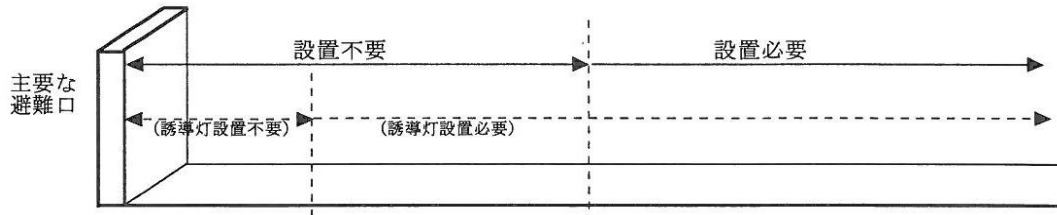


2 通路誘導灯（規則第 28 条の 2 第 2 項関係）

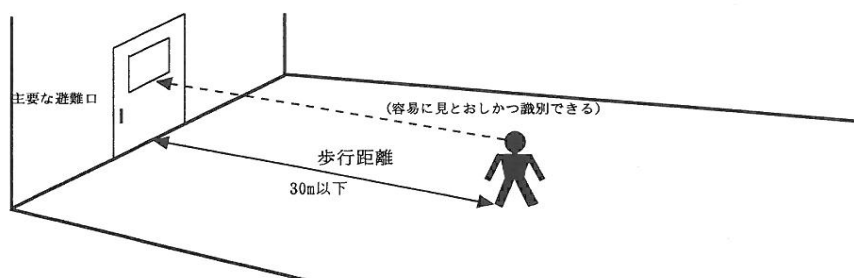
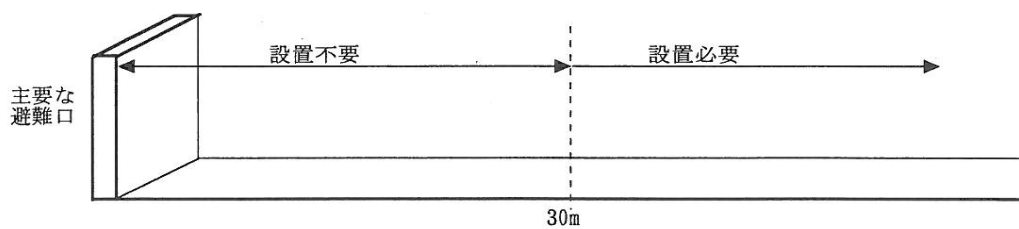
○ 避難階



○ 避難階以外の階

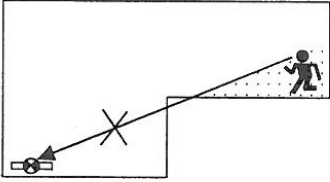
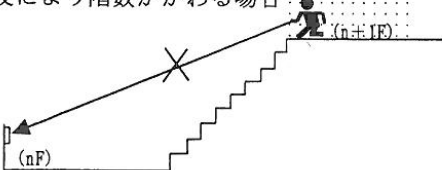
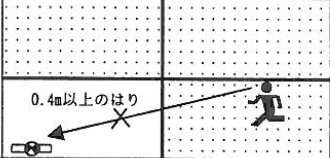
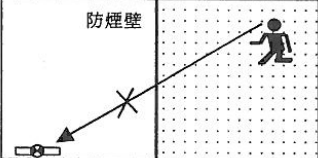
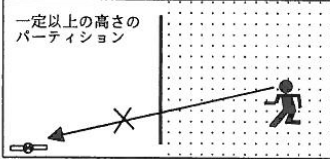
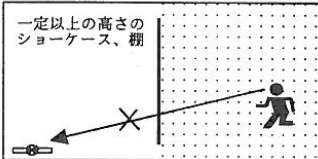
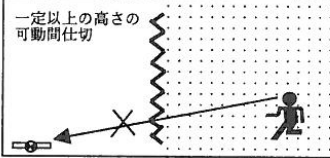
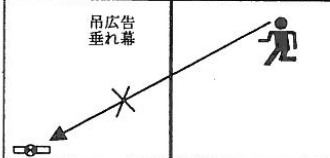


3 誘導標識（規則第 28 条の 2 第 3 項）



誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

(歩行距離が10メートル以下となる範囲)

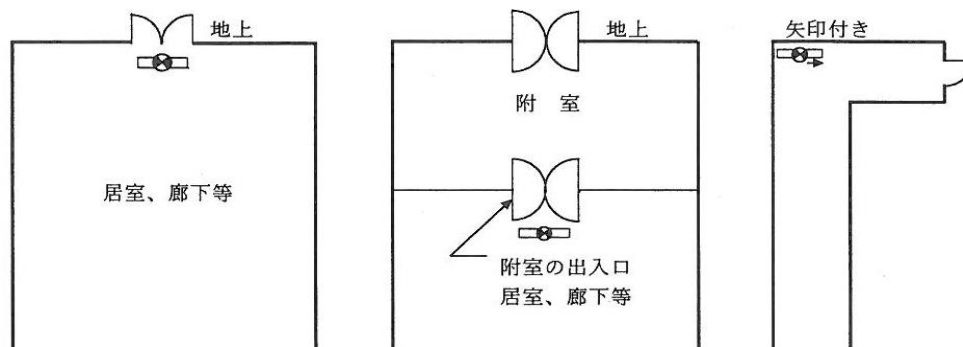
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備 考
○壁面があり陰になる部分がある場合 	
○階段により階数が変わる場合 	
○0.4m以上のはりがある場合  ○防煙壁がある場合 	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。
○一定以上の高さのパーティションがある場合  ○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合 	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。
○一定以上の高さの可動間仕切がある場合 	
○吊広告、垂れ幕がある場合 	吊り広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。 吊り広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

別紙 3

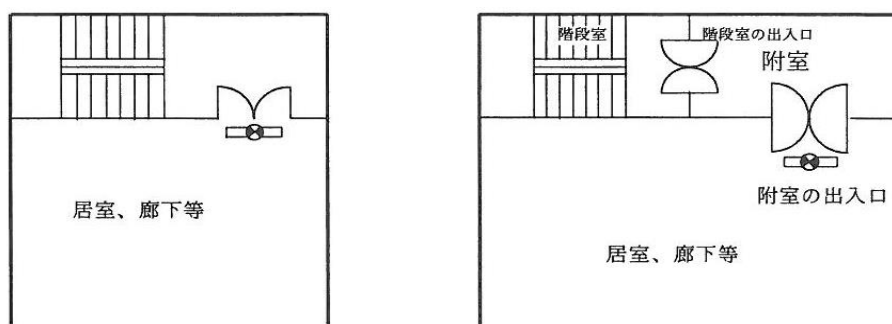
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号）

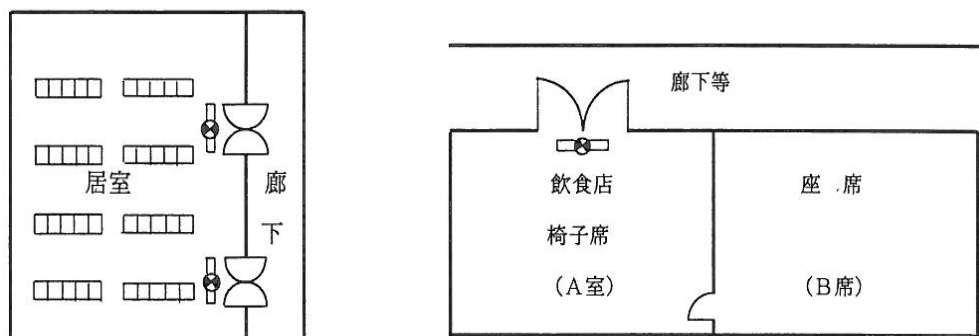
イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該室の出入口）



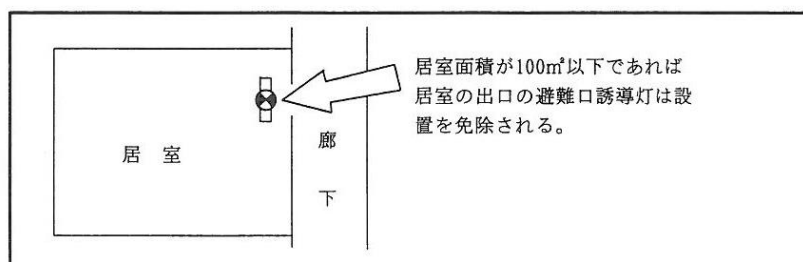
ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



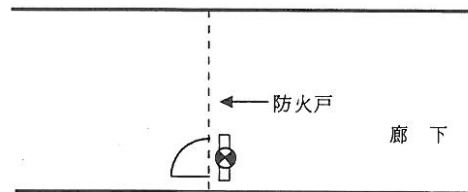
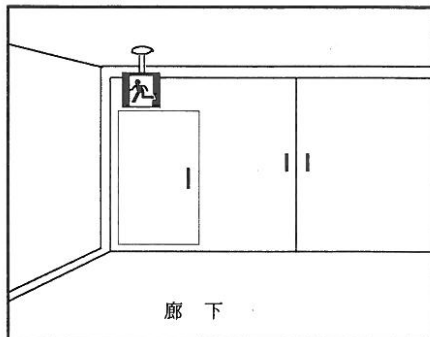
ハ イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分が容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



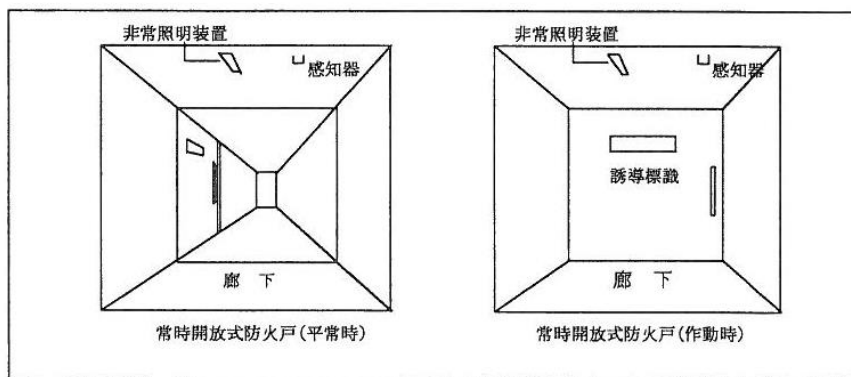
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第 2



ニ イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

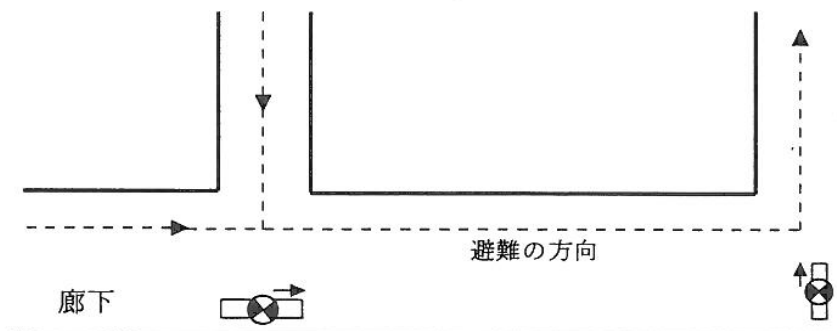


避難口誘導灯の設置が除外される例

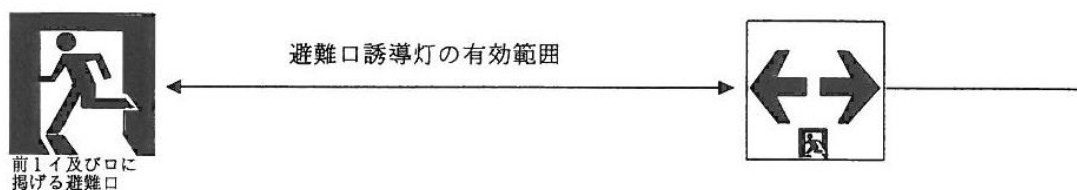


2 通路誘導灯の設置箇所（規則第 28 条の 3 第 3 項第 2 号）

イ 曲り角

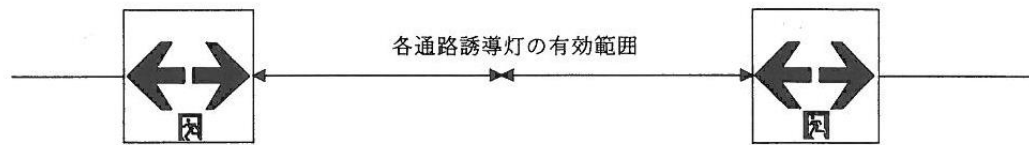


ロ 前 1 イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

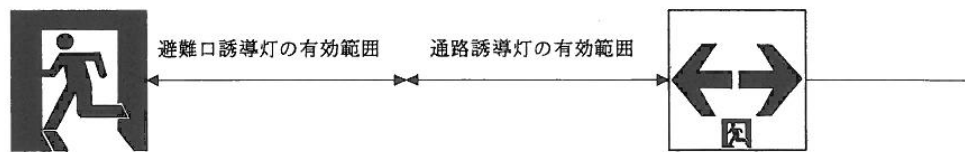


ハ イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

○ 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



○ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置

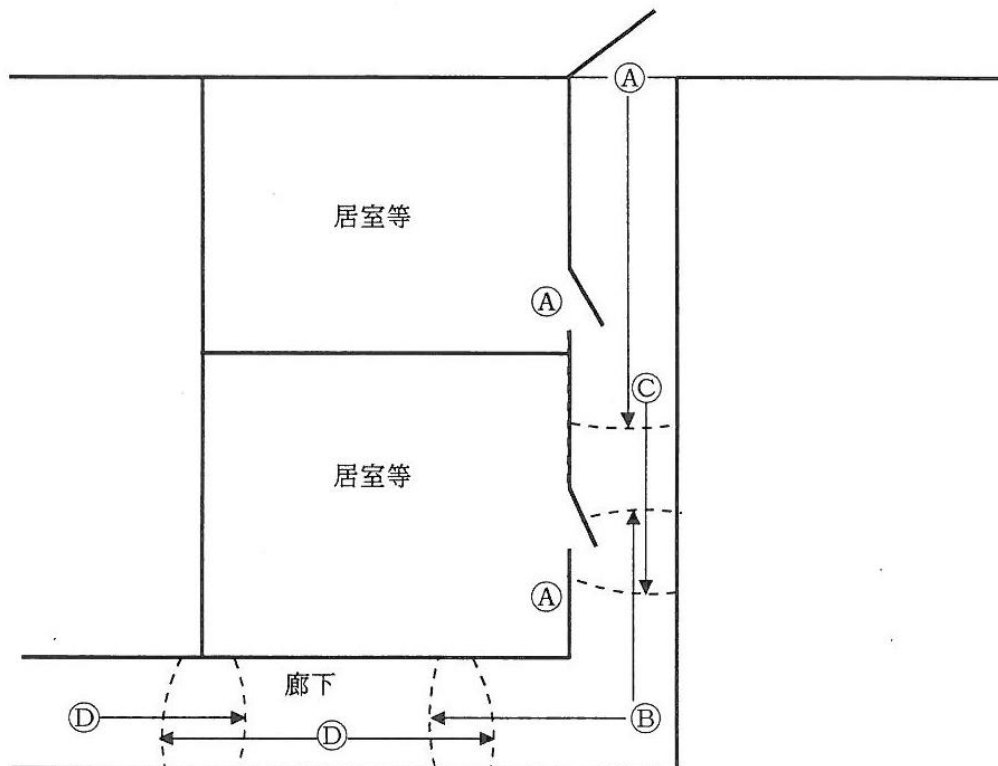


別紙 4

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける (A)。
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける (B)。
- 3 主要な避難口 (規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口) に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける (C)。
- 4 廊下又は通路の各部分について、A～C の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける (D)。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

(例)



誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

- (1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。
- (2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分(酒類、飲食の提供を伴うものを除く。)など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。 したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分(酒類、飲食の提供を伴うものを除く。)など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用途に供される部分など一時的(数分程度)に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

(1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(2) また、当該規定においては、令部表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ及び（10）項から（15）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりである。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

*1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

*2 なお、自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

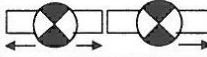
- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第 24 条第 5 号に掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能、音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

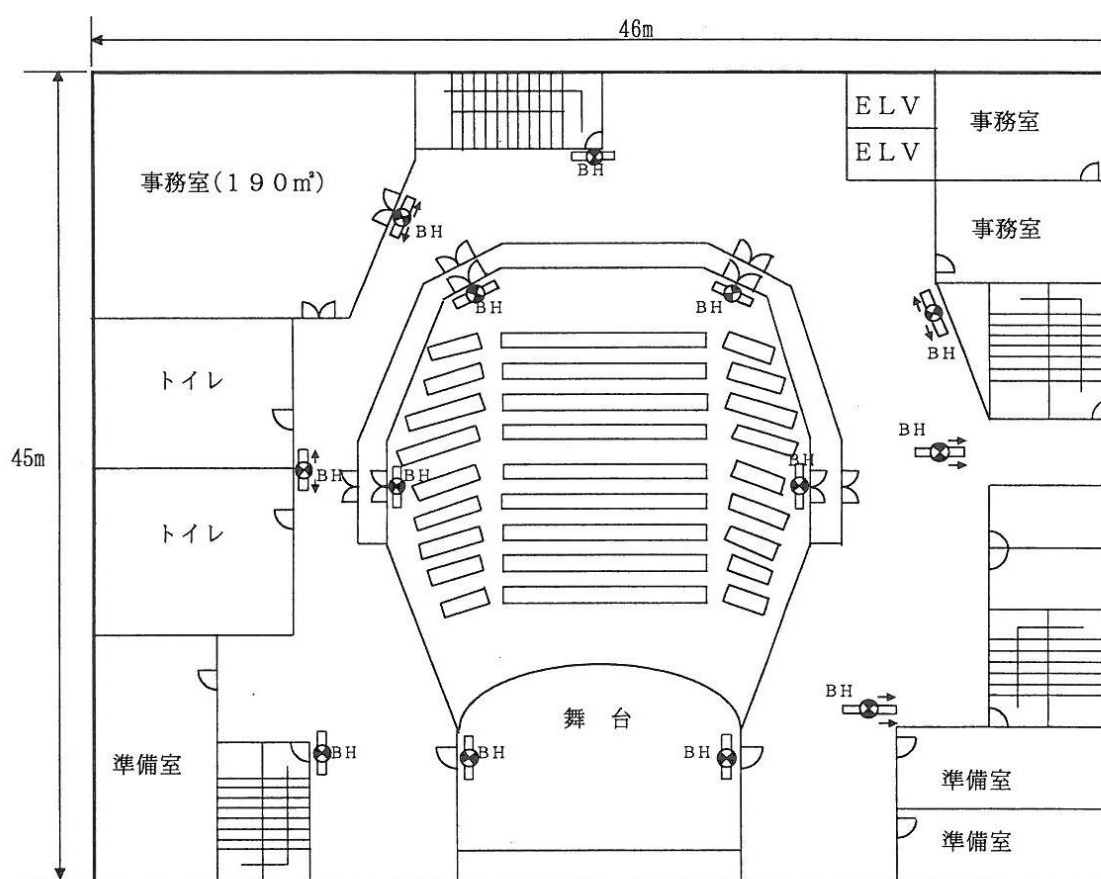
2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。
また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和 60 年 9 月 30 日付け消防予第 110 号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

新法令による設置例

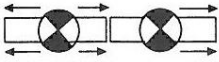
設置例の内容

建物の用途	劇場（（１）項イ）	記 号	摘 要
規模(床面積)	2,070m ²		B級BH形避難口・通路誘導灯
階	避難階以外		片面形（両矢、片矢印付）
			両面形（両矢、片矢印付）

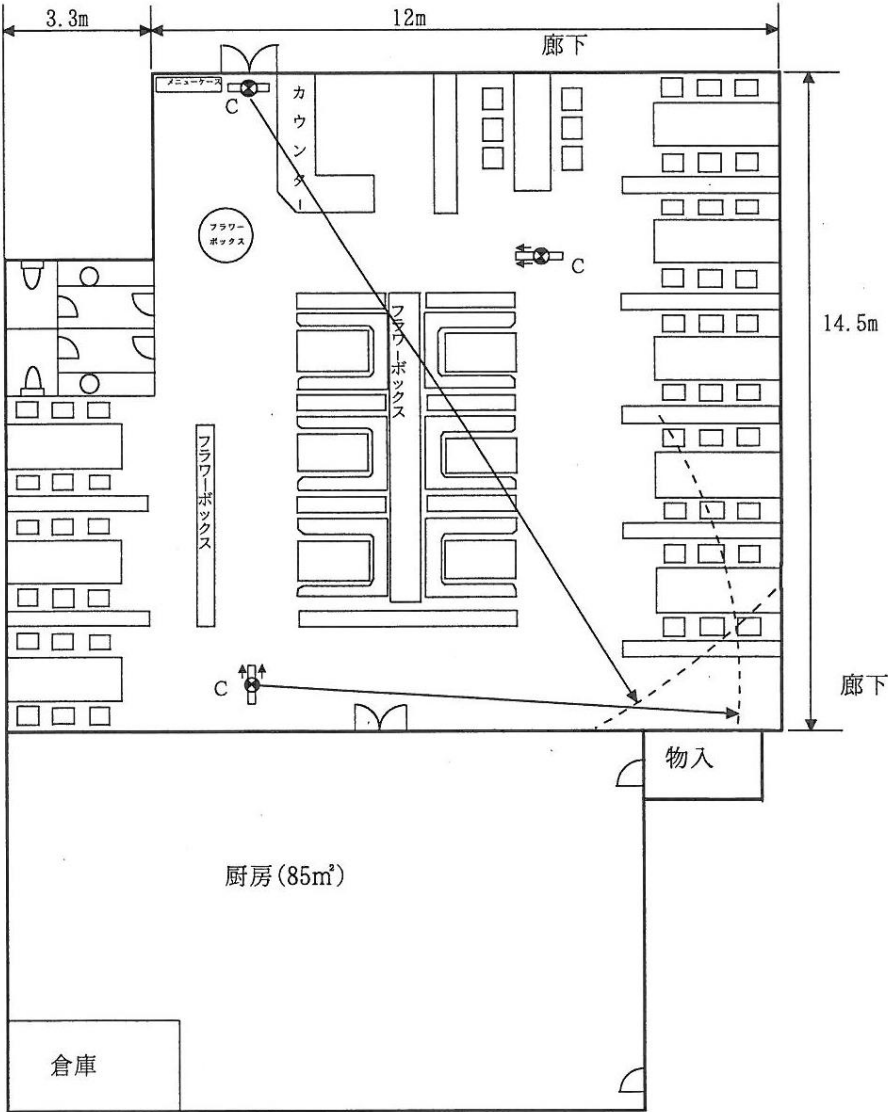


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	飲食店((3)項口)	記 号	摘 要
規模(床面積)	220㎡		C級避難口・通路誘導灯
階	避難階以外		両面形(両矢、片矢印付)

- ※1. 飲食店舗内の設置例とする。
2. フラワーボックス等の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

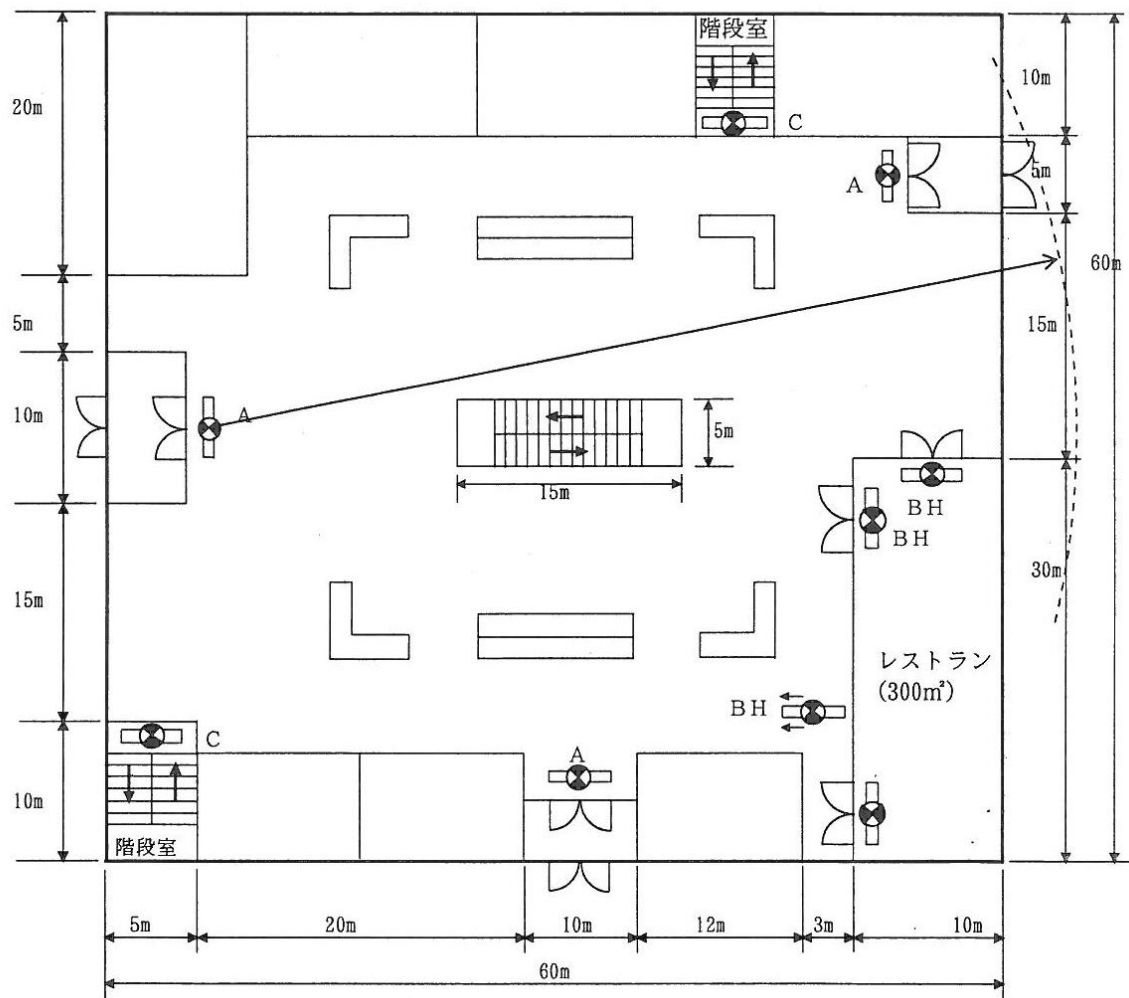


新法令による設置例

設置例の内容

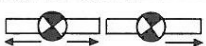
建物の用途	店舗（（４）項）	記 号	摘 要
規模(床面積)	3,600㎡		C 級避難口・通路誘導灯
階	避難階		B 級BH形避難口・通路誘導灯
			A 級避難口・通路誘導灯
			片面形(両矢、片矢印付)
			両面形(両矢、片矢印付)

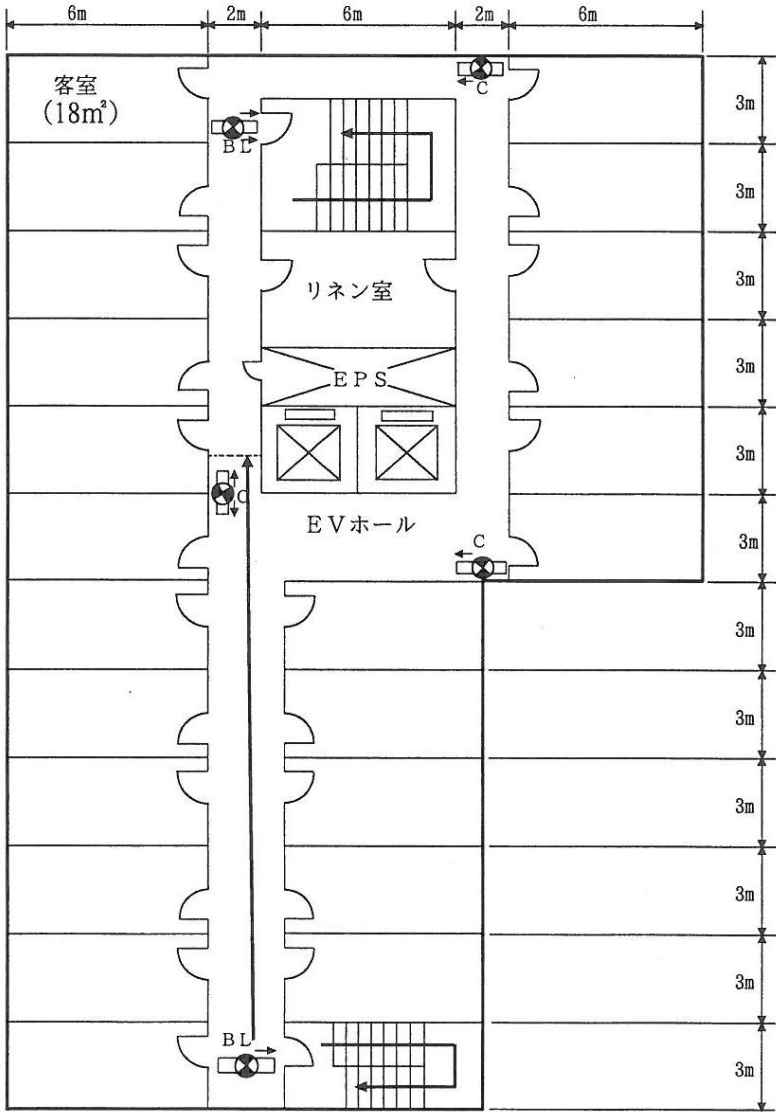
※ 店舗内の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。



新法令による設置例

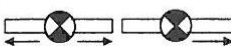
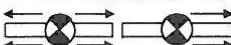
設置例の内容

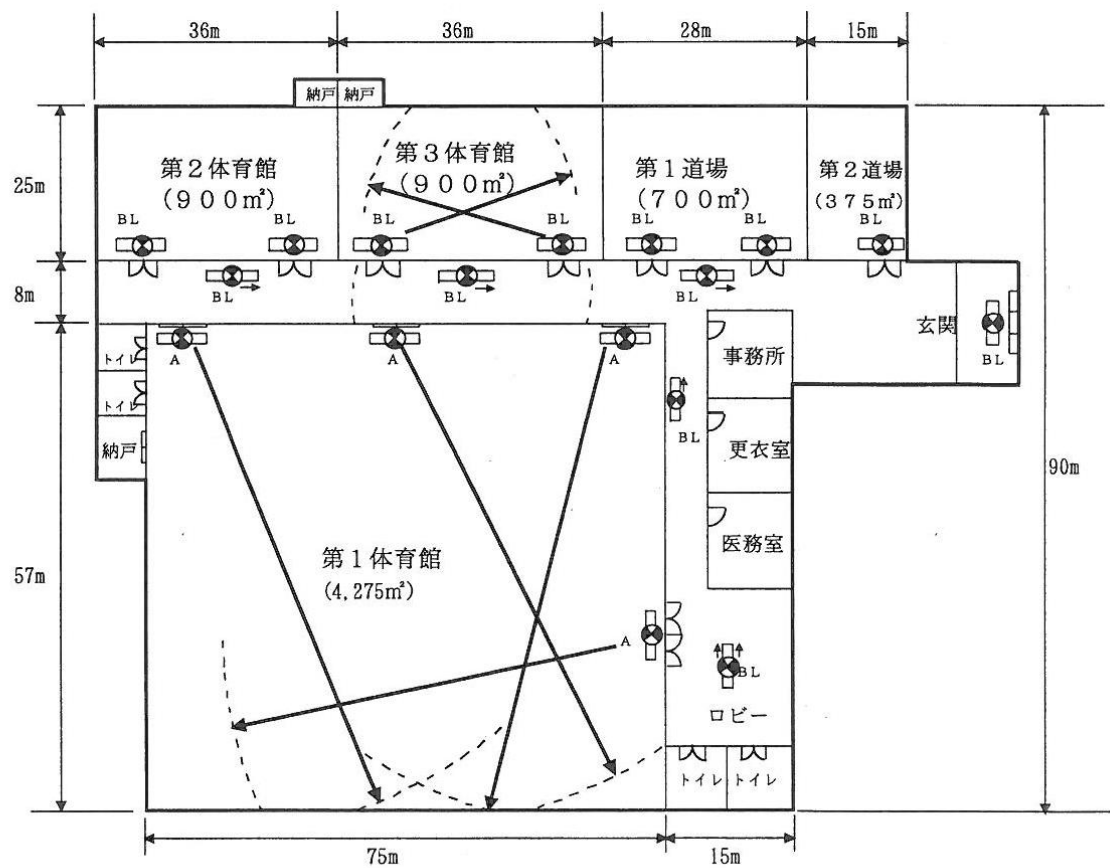
建物の用途	ホテル((5) 項イ)	記 号	摘 要
規模(床面積)	648㎡		C 級避難口・通路誘導灯
階	避難階以外		B 級 B L 形避難口・通路誘導灯
			片面形(両矢、片矢印付)
			両面形(両矢、片矢印付)



新法令による設置例

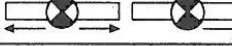
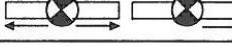
設置例の内容

建物の用途	体育館（（7）項）	記 号	摘 要
規模(床面積)	8,400㎡		B級BL形避難口・通路誘導灯
階	避難階		A級避難口・通路誘導灯
			片面形(両矢、片矢印付)
			両面形(両矢、片矢印付)



新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	事務所ビル((15)項)	記 号	摘 要
規模(床面積)	3,300㎡		C級避難口・通路誘導灯
階	避難階		B級BL形避難口・通路誘導灯
			片面形(両矢、片矢印付)
			両面形(両矢、片矢印付)

